

職員の特殊勤務手当に関する意見の申出の概要

令和2年5月12日
埼玉県人事委員会

1 意見の申出

地方公務員法第8条第1項第3号の規定に基づき、議会及び知事に意見を申し出るもの

＜参考：地方公務員法第8条第1項＞

3 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

2 申出の理由

国においては、令和2年3月18日付けで人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）を改正し、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されないような業務に当たることによる著しい困難性や精神的緊張が認められることから、防疫等作業手当の特例を措置したところである。

本県においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同様の業務が生じており、同規則の改正内容及び趣旨を踏まえ、防疫業務手当について特例を措置することが適当である。

3 申出の内容

防疫業務手当を規定している「職員の特殊勤務手当に関する条例」を次のように改正すること。

(1) 新たに支給対象となる業務

職員が、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるもの

(2) (1) の業務に対する手当額

業務1日当たり3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合にあっては、4,000円）を特例的に支給

(3) 実施時期

令和2年1月28日

4 申出日

令和2年5月12日